

ルール石炭鉱業の労使関係と

一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

山 田 高 生

一 はじめに

旧稿において私は、今日の西ドイツ共同決定制度の先駆的形態として、一八九一年營業条令改正における任意制労働者委員会の立法化について考察を試みたが、⁽¹⁾しかしそこでは、立法者ベルレプシュの政策意図の解明という視角から労働者委員会の任意制という性格に焦点がおかれたため、その後の共同決定問題への展望、とりわけ一九〇五年のプロイセン鉱山法改正における義務制労働者委員会への展望は問題として残されたままであった。

従つて以下の小論では、同じベルレプシュ新航路社会政策のもとで成立した一八九二年プロイセン鉱山法改正に

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

おける任意制鉱山労働者委員会の立法化の意義をルール石炭鉱業の独自の歴史的背景のもとで考察することによって一九〇五年プロイセン鉱山法改正への方向を展望したいと思う。ところで、前世紀の末にいたるルール石炭鉱業の歴史的発展については、すでにわが国においてもドイツ経済史研究の分野からいくつかのすぐれた業績⁽²⁾が出されているので、ここでは、われわれの問題の性質上、とりわけつぎの点に焦点をあわせて考察をすすめることにしたい。すなわち、ルール石炭鉱業における家父長主義的労使関係の形成とその形骸化、ルール地域の鉱山労働運動の展開と性格、そして石炭鉱業にたいする国家社会政策の特殊な地位がこれである。これらが、経営秩序における前近代的な統合化政策の転換の問題として、いかにして一八九二年のプロイセン鉱山法改正において任意制労働者委員会の立法化を登場せしめることになるのかを明らかにすることが本稿の課題なのである。そこでまず、一八世紀中葉以降のルール石炭鉱業における労使関係の展開を概観することからはじめよう。

(1) 拙稿『ベルレプシユと『新航路』社会政策——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察』(上)(下)、成城大学・経済研究、第二号(二〇九—三二二ページ)、第三号(二一九—四一四ページ)。

(2) 大野英二『ドイツ資本主義論』、一九六五年、二七五—三四四ページ。川本和良『ドイツ産業資本成立史論』、一九七一年、二五五—三九六ページ。

二 一八八〇年代末にいたるルール石炭鉱業の労使関係

(1) 監督原則の時代

一八世紀中葉以降、ルール地方の石炭鉱業は、修正クレーフエ・マルク鉱業条令⁽¹⁾によってプロイセン絶対主義

国家のいわゆる監督原則 (Direktionsprinzip) のもとにおかれた。当時、石炭鉱業は、平均一五—二〇名前後の小規模経営が支配的であり、生産技術も露天掘りあるいは横坑で手掘り、人力運搬という原始的なものであった。一八〇一年にはすでに、その後の採掘技術の上に決定的な変化をもたらした蒸気機関が開発され、蒸気力排水が技術的に可能になったが、しかし深部炭層を開発する立坑への移行によって生産過剰になることをおそれた鉱山監督局は、立坑の承認を控えたため、⁽²⁾ ルール石炭鉱業における資本主義的發展は一九世紀の四〇年代はじめにいたるまでおしとどめられていた。⁽³⁾ さて、監督原則のもとでの労使関係は、小規模な経営組織を基礎とした鉱山監督局役人と坑夫の身分的支配関係であるクナップシャフト関係 (Knappschaftsverhältnisse) として特徴づけることができる。当時の鉱山所有者は、若干の個人所有の鉱山を除いて、ほとんど近隣の名望家——たとえば、商人、地主、貴族、官吏あるいは坑夫自身も——であって、共同出資による鉱山共有組合 (Gewerkschaft) の形をとっていたが、⁽⁴⁾ 坑夫の雇用、解雇、賃金、その他の労働条件の規制については、鉱山監督局が一切の権限を掌握していたのである。鉱山当局の支配機構は、その頂点に鉱山監督局 (Bergamt) があり、Bergeschworene と呼ばれる上級役人が管区の鉱山業の年間生産計画をたてて経営の指導にあたった。Bergeschworene の下には補佐役として一人又は数人の Obersteiger がおり、彼らが広範囲の鉱山を受持ち監督にたずさわった。さらに各鉱山には、鉱山共有組合によって提案され鉱山監督局によって任命される Steiger と Schichtmeister が配置された。Steiger は、Obersteiger の指命に従って行動し、Schichtmeister を監督するとういう仕事を与えられた。このように、鉱山当局の支配機構は、Bergamt-Bergeschworene-Obersteiger-Steiger-Schichtmeister というヒエラルヒッシュな官僚機構によって支えられており、坑夫との関係では鉱山共有組合に代って企業家的機能を

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

担っていたが、しかしその支配感覚は、決して収益性の原則にもとづくものではなく、むしろ身分的支配の性格を色濃く残していたのである。これにたいし坑夫の方は、国家の特別な保護のもとにおかれた坑夫の半自主的な共済組織である坑夫組合(Knappschaft)に組織されていた。これによって坑夫は、「プロレタリアートの存在に比べて特徴的である就業と解雇に関するあらゆる生活不安がとり除かれていた」ばかりでなく、他の産業の労働者に比べて大きな特権を与えられており、厳しい資格制限のもとで一種の身分を形成していたのである。⁽⁵⁾ 経営内部における鉱山監督局役人と坑夫の関係は、国家によって発令された「坑夫組合規則」(Knappschafts-Ordnung)に規定されていた。⁽⁷⁾ その第三条には、「彼「坑夫——引用者」は、鉱山監督局と鉱区官吏の命令に従って、彼に指示された鉱山で就業し、再びそこから離れ、ある鉱山から他の鉱山へ移ることができなければならない。そして彼に定められた仕事のほかにも、指示された坑夫の仕事に——通常の仕事であろうが、副業であろうが——規定どおりに無条件に従事しなければならない」と定められている。こうした鉱山監督局による直接的支配とそれへの坑夫の直接的従属のもとで、雇用は、まず就業希望者が鉱山共有組合に申し出、それを現場の役人であるSteiger が決定し仕事を割り当てるという形をとっていた。解雇は、坑夫組合の組合員に恒常的に仕事を確保しておくため一定の制限をもうけ、労働力過剰の場合にも、他の鉱山へ移転させて失業者を出さないよう配慮された。労働時間と賃金にかんしても、鉱山当局が決定権をもっていた。つまり、労働時間は修正クレーフェ・マルク鉱山条令によって一日八時間と定められており、⁽⁸⁾ 賃金も、定額賃金と請負賃金の二種類に分かれていたが、あらかじめ鉱山当局によって標準賃金が決められていた。⁽⁹⁾ 以上のような生産過程における支配関係のほかに、鉱山当局と坑夫の関係に特徴的な制度として坑夫共済組合金庫(Knappschaftskasse)がある。この制度は、一八八〇

年代のビスマルク社会保険立法の先駆的形態として知られているが、われわれの文脈のなかでは、とくにつぎの点が留意されねばならない。第一に、雇用関係における坑夫の生活保証とあいまって、この制度は坑夫の物的生活手段を全面的に保証するものであるが、それらの反対給付として官吏にたいする忠誠義務が要請されていることである。第二に、坑夫共済組合金庫は、坑夫代表によって自主的に運営されることになっていったが、しかしその狙いは、これによって組合員の名誉心や身分意識を喚起するという政策的意味をもっていたことである。これに対応して、物質的保证と身分的特権の与えられていた坑夫の方も、鉱山当局の後見制度のもとの一定の枠内ではあるが、精神的には充足されていたと言われる。「坑夫の鉱山当局の役人にたいする関係は、信頼に満ちた服従によって特徴づけられていた」のである。⁽¹⁰⁾このように、監督原則のもとの鉱山役人と坑夫の関係は、一種の Pietät にもとづく家父長主義的な支配服従関係によって支えられており、これがこの時期の鉱山経営における支配の正当性の根拠をなしていたと言つてよいであろう。

- (1) Revidierte Berg-Ordnung für das Herzogtum Kleve, Fürstentum Moers and die Grafschaft Mark" vom 29. April 1766, in: Gerhard Adelman, Quellensammlung zur Geschichte der sozialen Betriebsverfassung—Ruhrindustrie unter besonderer Berücksichtigung des Industrie- und Handelskammerbezirks Essen (Abk.: Quellensammlung), Bd. 1, Bonn 1960, S. 8—12.

なお、修正クレフエ・マルク鉱業条令の成立過程とその法律構造については、川本和良、前掲書、二五九—二八七ページに詳しく。

- (2) Gerhard Adelman, Die soziale Verfassung des Ruhrbergbaus vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg—unter besonderer Berücksichtigung des Industrie- und Handelskammerbezirks Essen,ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

Bonn 1962, S. 24.

川本教授は、こうした鉱山監督局の政策意図を次のように分析しておられる。「その意図は、既存鉱山共有組合に小規模鉱区を維持する法的保障(「競争排除」)を与えることにより、高率鉱山貢租を徴集するという、プロイセン領邦絶対主義権力と鉱業権者との利益共同態関係の形成におかれていたといえよう。」(川本和良、前掲書、三〇七ページ)

(3)

ドルトムント上級鉱山監督局区内における石炭鉱業の発展(1792-1913)

年	炭坑数	坑夫総数	一炭坑当り平均坑夫数	採炭総額(トン)
1792	154	1,357	9	176,676
1795	146	1,368	9	161,868
1800	158	1,546	10	230,558
1805	195	3,053	16	391,871
1810	177	3,117	17	368,679
1815	173	3,062	18	387,592
1820	161	3,556	22	425,364
1825	166	3,834	23	436,548
1830	172	4,457	26	571,434
1835	190	5,933	31	784,293
1840	221	8,945	40	990,352
1845	215	10,472	49	1,265,239
1850	198	12,741	64	1,665,662
1851	189	14,299	76	1,804,427
1855	240	23,843	99	3,316,523
1856	282	28,512	101	3,575,299
1857	299	30,256	101	3,724,521
1858	292	32,656	112	4,006,270
1859	286	30,077	105	3,888,482
1860	281	29,320	104	4,365,834
1861	275	31,477	114	5,555,067
1862	266	32,917	124	6,242,346
1863	241	33,350	138	6,875,120
1865	234	43,052	184	9,276,685
1870	220	51,391	234	11,812,528
1871	228	63,043	277	12,715,249
1872	247	69,491	281	14,430,965
1873	271	84,085	310	16,416,570
1874	277	84,150	304	15,539,563
1875	267	83,832	314	16,983,140
1876	237	83,453	352	17,902,412
1877	223	73,983	332	17,723,091
1878	211	74,988	355	19,208,943
1879	206	77,096	374	20,380,421
1880	202	80,152	397	22,495,204
1885	193	101,829	528	28,970,323
1889	167	115,489	692	33,855,110
1890	177	127,794	722	35,469,290
1895	159	154,702	973	41,145,744
1900	173	226,902	1,312	59,618,900
1905	166	267,798	1,613	65,373,531
1910	165	345,136	2,092	86,864,504
1913	168	382,951	2,279	110,811,590

(Quelle: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 97, S. 143-144)

(4)

鉱山共有組合は、鉱山監督局によって任命される Lehnsträger と組合員のなかから選出される Deputierte によ

って代表されたが、しかし重要な問題、とりわけ財政問題にかんしては、組合員全体の会合で決定されるという共同体的性格を色濃く残していた。当時の組合が名望家によって営まれ、共同体的組織形態にとどまりえたのは、鉱山当局によって組合から企業家的機能が奪われていたためであろう。「鉱山共有組合又はその代表者は、鉱山の経営および財政事項にかんしむべしはら審議的意見を述べざるにすぎなかつた。彼らの提案は聴取され、できるだけ考慮せらる」といふことが述べられている。(Oberbergamt Dortmund an Minister der öffentlichen Arbeiten, 23. Nov. 1889, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 31, S. 102)

(15) Rudolf Schwenger, Die betriebliche Sozialpolitik im Ruhrbergbau, München und Leipzig 1932 (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, 186/1), S. 15.

(16) はじめて鉱山業に就業する労働者は、Bergtagelöhnerと呼ばれ、この者は、雇用されて一年後に第二等級に入れられ、その一年後に第一等級の坑夫としてKnappschaftリストに登録され、入会資格を身につけることができた。国家の保護は、このリストに登録されて、しかも国家への忠誠を宣誓した坑夫に限られていた。(G. Adelman, a. a. O., S. 28)

(17) Knappschafts-Ordnung für die Bergleute in den Bezirken des Märkischen und Essen-Werdenschen Bergamts vom 14. Dez. 1824, § 3, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 24, S. 30—31.

(18) Revidierte Berg-Ordnung für das Herzogtum Kleve, Fürstentum Moers und die Grafschaft Mark vom 29. Apr. 1766, Kap. 49, § 1, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 9, S. 12.

(19) Revierbeamten-Instruktion vom 28. Okt. 1839, § 27, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 25, S. 45.

(2) 一八五一—六五年プロイセン鉱山法成立以後

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

以上のごとき監督原則のもとでのクナップシャフト関係は、しかしながら、一八三〇年代頃より次第にルール石炭鉱業の資本主義的發展にとつて桎梏として作用しはじめた。すなわち、ベルギーの炭田を失ったオランダからの石炭需要の増加、および鉄道網と蒸気機関の普及にともなう国内需要の増加にたいして従来の採炭技術ではこれに應ずることができず、蒸気力排水の利用による立坑への移行が現われはじめた。それと同時に、急激な労働力不足をきたしたが、しかし監督原則のもとでは、上述のごとく鉱山監督局によつて雇用そのものが規制されていたばかりでなく、当局によつて定められた標準賃金のために高賃金による労働者募集も不可能であつた。かくて一八三四年には、鉱山共有組合から、ドルトムント上級鉱山監督局に宛てて「坑夫の雇用計画の権限を法律によつて鉱山共有組合と Grubensteiger に与へしほし、」旨の請願が提出されたが、この請願は、監督原則と個々の鉱山経営の収益性とがもはや相入れなくなつていたことを示している。さらに、一八四〇年代に入ると、巻揚機の登場とともに、百メートル以上の泥灰岩層を貫通する立坑による採炭が技術的に可能となつた⁽²⁾。こうした炭鉱の機械化にともない、固定資本の増大は、従来の鉱山共有組合による資本調達の方法から株式会社へと企業組織の編成がえをうながし、経営内官僚制化を進行させた⁽³⁾。しかし他方で、石炭鉱業のもっとも基本的な労働過程である採炭方法は、相変わらずつちとたがねを使用する原始的な手労働に依存しており、これが「労働、生産過程の最大の弱点」⁽⁴⁾をなしていた。従つて炭鉱機械化は、むしろ省力化の方向に作用せず、石炭需要と輸送手段の拡大に対応して北部への炭坑地帯の拡大をともないつつ、かえつて労働力の激しい獲得競争をひきおこすにいたつた。こうした労働力不足をテコにして鉱山監督局から鉱山所有者への経営管理権委譲の要求が一般化し、遂に一八六五年のプロイセン鉱山法の成立において監督原則は全面的に廃棄されるが、以下、この過程を労使関係

の側面から考察しておこう。

監督原則廃棄の過程は、大きくわけて三つの立法段階を経て行なわれた。第一段階は、一八五一年五月一二日の鉱山共有者法にはじまる。この法律によって、不熟練労働者である *Berggelöhner* (坑夫組合に属していない鉱山労働者) についてのみ、鉱山所有者に雇用と解雇の権限が認められた。その結果、*Berggelöhner* はよりよい賃金と労働条件を求めて他の鉱山に移動することが可能になったが、しかし坑夫組合に属する組合員の雇用関係は、従来どおり鉱山監督局に掌握されることが規定されていたため、坑夫組合員は鉱山監督局の承認なしに移動することができず、また、定められた標準賃金の枠内に拘束されたままであった。こうした状況のもとで、坑夫組合にたいする国家の物質的および身分的保護は坑夫組合員にはかえって束縛として意識せられ、若い坑夫の間には、坑夫組合への加入を拒否する者さえ現われてきたと言われる。⁽⁵⁾ 他方鉱山所有者も、一八五八年秋に、鉱山監督局や政府にたいする圧力団体としてドルトムント上級鉱山局管区内炭坑共益協会 (*Verein für die bergbauischen Interessen in Oberbergamtsbezirk Dortmund*) を結成し、自由移住法の運動を展開した。⁽⁶⁾ こうした運動の結果、監督原則廃棄の第二段階として、一八六〇年五月二二日に、いわゆる「移住自由法」(*Freizügigkeitsgesetz*) の成立をみた。⁽⁷⁾ その第二条では、「鉱山所有者と鉱山経営者、その他の鉱山役人と坑夫のあいだの契約の締結は、この法律の規定にしたがい、もっぱら当事者の自由な一致に委ねられる。各々の採用と解雇、および定額賃金と請負賃金の確定と支払いについての鉱山当局の協力は以後行なわれない」ことが謳われている。ここにおいてはじめて、自由な労働契約が認められたわけだが、しかし就業規則の裁可(第三条)、および転出証明書と契約から生じた賃金支払をめぐる紛争についての鉱山役人の決定(第六、七条)にかんしては、雇主の干渉から坑

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

夫を保護するという理由で、依然として鉱山監督局の掌中に保留されていたのである。しかしこれらの保護規定も、第三段階として一八五一年以降の立法を集成した一八六五年のプロイセン一般鉱山法⁽⁸⁾においては、実際にせめられるか、あるいはまったく廃止された。すなわち、ここでは、就業規則の裁可の代りに、鉱山監督局による単なる承認が規定され(第八〇条)、労使間の紛争のさいの決定権は、鉱山役人の手から通常の裁判所に委ねられた。プロイセン一般鉱山法の成立以後、鉱山当局は、せいぜいのところ経営の保安体制や労働者の生活と健康を監視するという機能を引受けるにすぎなくなった。そしてこれとともに、経営における労使関係の形成は従来の監督原則に代って、少くとも形式的には労使間の自由な秩序形成に委ねられることになったのである。

このように一八六五年以降、鉱山企業家と坑夫のあいだには形式的に自由な契約関係が成立したが、しかし同時に、以上の過程のなかで東部のユニカーおよび鉱山官僚と西部の石炭鉱業ブルジョアジーの経済的社会的癒着が進行し⁽⁹⁾、かつての鉱山監督局と坑夫との家父長主義的身分制的支配関係がそのまま新しい鉱山企業家と鉱山労働者との関係にうつがれることになった。この時期以降のルール石炭鉱業における労使関係の展開は、資本家と賃労働者とのあいだの資本主義的経済的支配関係を基底にもちながら、それが監督原則時代以来の権威主義的支配関係によって補強されたところに、その特徴があると考えられる。例えば、古い坑夫組合規則にとって代った鉱山企業家の就業規則は、いわば家法(Haus-Ordnung)ともいべき性格をそなえており、労働者を対等の契約相手としてではなく、臣下としてみなしていたことを示している。収益性の観点と結びついたところの雇主の家父長主義的支配感覚が、この時期の労働関係をとりわけ苛酷なものにしたと考えられる。すなわち、雇用については、坑夫は、監督原則の時代には鉱山監督局の年間計画と坑夫組合によって特別な保護のもとにあったが、

今や慢性的労働力不足のもとで東部からの低賃金労働者の大量流入の結果として、住宅事情の悪化、賃金低下、労働災害の激増がもたらされた。⁽¹⁰⁾ 解雇も、一般鉱山法による一四日間の解約告知期間の免除規定を利用して、労働時間の延長に従わない者や残業を拒否する者は、即座に解雇され、ブラック・リストに記入された。労働時間については、新たに雇主によって発令された就業規則は、かつての修正クレーフェ・マルク条令を一方的に解釈して切羽の前での作業時間を八作業時間と定め、出入坑時間は一切これに含まれないものとした。しかし監督原則の時代に支配的であった露天堀や横坑の場合は、切羽と坑口との距離はほとんど問題にならなかったが、その後の炭坑機械化のもとで立坑の深さが深くなればなるほど切羽と坑口の距離は長くなり、切羽の前の作業時間と出入坑時間を含めた実際の労働時間との乖離はいよいよ増大した。その結果、今や全労働時間は、九〇十時間にも延長された。⁽¹¹⁾ さらに、鉱山企業家の家父長主義的支配関係を端的に表わしているのは、一つは、いわゆる「ヌレン」(Nullen)と呼ばれた罰金制度である。これは、炭車が入量不足の場合、運炭長がその炭車を0として採炭夫の請負賃金から除外するという制度で、ヌレンの判定は現場監督のまったく個人的な恣意に委ねられた。⁽¹²⁾ もう一つは、この「ヌレン」とは反対の意味で、一八六〇年代頃より各鉱山において、経営社会福祉政策として扶助金庫(Unterstützungskasse)が設けられた。この扶助金庫は、超経営的な坑夫組合金庫とは異って、各個別企業内に設けられ、被受給者、とくに遺族の個別的状况に合せて補助金が支給されることになっており、坑夫の忠誠義務にたいする反対給付として鉱山企業家の家父長主義的慈善主義的感覚に対応していたのである。⁽¹³⁾

以上のように、一八五一―六五年以降、ルール石炭鉱業の資本主義的企業家は、かつてのクナップシャフト関係をそのままうけつぎ、まぎしくHerr-im-Hauseとして家父長主義的支配感覚によって経営秩序を形成した。

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

彼らは、いわば父親のような気持で従業員的生活全般にわたって責任を感じ、社会福祉的配慮を行なったが、その反面、労働条件の一方的決定にたいし従業員の絶対的服従を期待し、その期待に反した場合には厳罰をもって対応した。しかし経営秩序のこうした家父長主義的形成は、もともと監督原則の時代に見られたように、個人的接触が可能な小規模経営で、しかも伝統主義的な停滞的経営秩序において可能であった。資本主義的大規模経営のもとでは、もはや従業員相互の、および経営者との個人的関係は維持することができないばかりか、経営の合理的な労務管理体制がいよいよ強化された結果として、家父長主義的経営秩序の正当性の根拠は今やその実質を失いつつあったのである。

- (1) Gewerken des Märkischen und Essen-Werdenschen Bergamtsbezirks an Oberbergamt Dortmund, Bochum, 19. Juni 1834, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 45, S. 74—5.
- (2) 大野英二「前掲書」一九六五年、二七七—二七九頁以下参照。
- (3) Vgl. Fritz Schlüter, Das Verhältnis von Gewerkschaft zur Aktiengesellschaft im Ruhrbergbau—die Verschiebungen und inneren Ursachen—, Kettwig-Ruhr 1940, S. 22ff.
- (4) G. Adelmann, a. a. O., S. 48.
- (5) Ebenda, S. 53.
- (6) 炭坑共益協合理事会は、一八五九年六月二日のドルトムント上級鉱山監督局宛の請願のなかで次のような不満を表明している。「年輩であるがあまり役に立たない坑夫組合の組合員のために、有能な坑夫が解雇されねばならないような場合が少なからずある。他どの産業分野でも恐慌がもたらす不可避的な損失は、雇主と労働者の間で分担されるのだが、鉱山業ではそのような分担は、優遇された労働者階級の特権によって不可能にさせられてい

90 J (Der Vorstand des Vereins für die bergbaulichen Interessen und Gewerken des Oberbergamtsbezirks Dortmund an Oberbergamt Dortmund, Essen, 22. Juni 1859, in: Quellensammlung, Bd. 1, S. 126—7.)

- (7) Gesetz, die Aufsicht der Bergbehörden über den Bergbau und das Verhältnis der Berg- und Hüttenarbeiter betreffend, vom 21. Mai 1860, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 88, S. 127—129.
- (8) Allgemeines Berggesetz für die Preussischen Staaten von 24. Juni 1865, in: Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten 1865, S. 705—758.
- (9) 川本和良、前掲書、三六九—三八九ページ以下参照。
- (10) Max Koch, Die Bergarbeiterbewegung im Ruhrgebiet zur Zeit Wilhelm II., Düsseldorf 1954, S. 15—24.
- (11) Lorenz Pieper, Die Lage der Bergarbeiter im Ruhrrevier, Stuttgart und Berlin 1903, S. 38. 大野英一、前掲書、二九六—七ページ。
- (12) Ebenda, S. 93. 大野英一、前掲書、二九九—三〇〇ページ。
- (13) G. Adelman, a. a. O., S. 92—95.

三 ルール地域の鉱山労働者運動

- (1) 一八七二年のエッセン・ストライキ

監督原則の時代に、鉱山当局の監督下で坑夫の一種の身分的自治組織として運営されていた坑夫組合金庫も、ルール石炭鉱業の資本主義化のなかで、従来の鉱山監督局に代って鉱山所有者の代表と各地域の坑夫組合から選

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

出された坑夫組合代表(Knappschaftsälteste)によって担われることになった。これとともに、坑夫組合代表の役割に一定の変化が生じた。つまり、監督原則の時代には坑夫組合規則のなかにいわゆる就業規則と金庫の運営とが統一されていたが、今や就業規則は、前述のごとく鉱山企業家によって一方的に決定されたため、坑夫組合代表の仕事は金庫の運営に制限された。これは、坑夫たちにとって明らかに身分的特権の剥奪を意味していたのである。一八六二年に二〇人の坑夫組合代表がプロイセン上院宛に提出した請願書のなかには、就業規則の草案と発令のさいに坑夫の意見が代表されないことにたいする不満が述べられており、就業規則は鉱山所有者によって一方的ではなく、鉱山所有者と坑夫組合のメンバーから構成される坑夫組合の役員会(Knappschaftsvorstand)において共同で草起され、鉱山当局によって全地域に公布するようにしてほしい旨が要望されている⁽¹⁾。このほかにも、鉱山監督局にたいし各地域の坑夫組合や坑夫組合代表から様々な請願が出されたが、その内容もほとんどが監督原則の時代に鉱山監督局の保護のもとに与えられた特権や労働条件の回復に関するものであった⁽²⁾。当時、請願という運動の形態は、運動の戦術的配慮というよりも、坑夫たちの心的態度において鉱山当局にたいする信頼と期待を表わしていたと考えられる。彼らにとっては、鉱山当局は、彼らの身分的特権を保護してくれるよき支配者としてその思い出の中に生きていたのである。しかしながら、これらの坑夫たちがもはや鉱山当局からはなんの保護も期待しえないことを認識しなければならなかったとき、そして彼らの「傷けられた権利意識」⁽³⁾が下層鉱山労働者の蓄積された生活不安と結びついたとき、一八七〇年代はじめの不況を背景に、エッセンにおいてルール鉱山労働運動史上最初の大規模なストライキが発生した。コッホの研究によれば、一八七二年六月一日エッセンに五〇〇〇〇〜六〇〇〇〇人の坑夫が集まり、「エッセンとその周辺の坑夫の中央委員会」(Zentralkomitee

der Bergleute Essens und Umgegend) を選出して、次の四つの要求を二〇の鉱山業主に送付した。(一)、請負賃金の25%の引上げ、一定の請負賃金を協定していない労働者についての標準賃金の確定、(二)、出入坑を含む八作業時間、(三)、満載の廃止、(四)、たいまつを安い価格で供給すること。これらの要求について、中央委員会は、六月一日までに鉱山業主の回答を求めたが、なんの回答もえられなかったため、一六日からストライキに突入した。ストライキは、七月中旬まで続き、一日平均一五、〇〇〇〜一八、〇〇〇人の坑夫が参加したと言われるが、事実上なんらの成果も上げることなく、闘争資金が底をついたため、中央委員会は七月二八日にストライキの中止を宣言した。ほぼ一ヶ月にわたって行なわれたこのストライキは、それまでの請願と同様になんの成果もなく終わったが、しかしその後のルール地方の大規模な鉱山労働者ストライキ(一八八九年、一九〇五年)の先きがけをなしたという意味で次の点に注目されなければならない。すなわち、中央委員会の要求が経済的条件にかぎられていたとしても、ストライキの真の原因は、下層鉱山労働者の生活困窮と結びついた坑夫組合に属する組合員の「鉱山法以来の多様な変更によってひきおこされた累積された不満」⁽⁵⁾に求められること、これである。このことは、われわれの研究にとって、とくに二つの点で重要である。一つは、このストライキを通じて坑夫たちのあいだで統一的な鉱山労働者組織の必要性が痛感せられたことである。国家的保護によるかつての身分的地位の回復を志向する旧型の坑夫層と、鉱山法以後東部から移任してきた、それ故身分的特権への思い出を持たない移住労働者や若年労働者で、主として賃金・労働条件の経済的問題に多くの関心をもっている新型の鉱山労働者とが、相互にからみあいながら、以後の鉱山労働者運動の底流を形成しつつ、運動の組織としては、古くから坑夫組合の中に浸透していたカソリック系社会運動の——そしてわずかではあるがエバンゲリシユ系の——鉱山労働者組織

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正(一)

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正 (一)

と、エッセン・ストライキ以後次第にルール地域に影響をもつようになった社会民主党系の鉱山労働者組織とがこのストライキの後、十月に「宗教的政治的問題を排除し、組合員の物質的利益のみに奉仕する」という目的を掲げて、最初の鉱山労働者組合「Verband Rheinisch-Westfälischer Grubenarbeiter」を結成することになった。しかしこの組合は、実際の活動に入る前に、規約をめぐってカソリック系と社会民主党系のあいだで争いが生じ分裂する。その後両者のあいだでいくどか労働組合の統一の努力が試みられたが、その都度分裂を重ねて一八九九年のストライキをむかえることになる。⁽⁶⁾ エッセン・ストライキの意義について注目すべきもう一つの点は、このストライキによって、資本主義的鉱山企業家の家父長主義的支配の前提であった雇主と坑夫との信頼関係が、もはや単なる幻想にすぎないことが明らかになったことである。アーデルマンは、もともともよい賃金をえているHauer⁽⁷⁾、従ってもっとも質の高い坑夫が各鉱山でストライキの指導にあたったことに鉱山主が大変驚いた模様を伝えているが、⁽⁷⁾ 鉱山企業家は、企業内社会福祉によるわずかばかりの物質的援助によっては、もはやその反対給付として坑夫の忠誠義務を期待することができなくなっていたのである。しかし鉱山企業家の利益団体である炭坑共益協会は、最後まで坑夫中央委員会を正式の交渉相手として認めようとせず、またストライキの原因を外部からのアジテーションに求めることによって、⁽⁸⁾ 家父長主義的支配がもはや経営秩序を維持するのに有効な方策ではなくなくなったという事実を認めようとせず、却って国家の弾圧政策（一八七八年に社会主義者鎮圧法の制定）に庇護をもとめてHerrim-Hause⁽⁸⁾的労使関係を維持しようと努めた。これにたいし、このストライキではなんの解決もされなかった坑夫たちの不満は、やがて一八八八／九九年冬の不況期に、再度しかも今度はルール全域にわたる大ストライキとなって爆発したのであった。

一八八九年のストライキの経過については、旧稿で述べてあるので、⁽⁹⁾ここでは、一八七二年のエッセン・ストライキとの対比においてその意義を指摘するにとどめたいと思う。第一に、一八八九年のストライキは、上述の意味で一八七二年ストライキと同じ性格をもっており、その限りでその延長線上にあると考えられるが、しかしストライキの規模の点で、一八七二年の場合はエッセンとその周辺の鉱山労働者によって行なわれた一地方のストライキにすぎなかったのたいし、一八八九年のストライキがほとんどルール全域の鉱山労働者をまきこんで行なわれたことは、これにまったく異った新しい意義を与えることになった。すなわち、すでに独占段階に入りつつあったドイツ帝国にとって、基幹産業たる石炭鉱業において大規模なストライキの発生をみたことは、軍事的にも産業上でも国家的危機としてとらえられた。プロイセン政府は軍隊を投入してストライキの鎮圧にのり出す一方で、このストライキを契機として、ビスマルクとカイザー・ヴィルヘルム二世との対立が表面化し、ビスマルクの失脚、ベルレプシュの「新航路」社会政策の登場という道すがたどられることになる。こうした事態は、企業内の Herr-im-Hause 的労使関係が国家社会政策の介入なしには、もはや維持しえなくなっているところまで達していたことを意味していたのである。第二に、一八八九年のストライキの終結時点に一つの妥協策として労働者委員会の設置が提案されたことはすでに述べたところであるが、⁽¹⁰⁾しかしこれは、一八七二年のストライキのさいにも、また一八八九年のストライキの当初にもまったく問題にならなかつた。もともと旧型の坑夫にとっては、失われた身分的地位の回復は超経営的な坑夫組合金庫と結びついた形ではじめて可能であつたろうし、また新型の鉱山労働者にとっては、賃金・労働条件を規制する労働組合の設立こそが急務であつたから、およそ彼らの発想法のなかには、それぞれの鉱山における就業規則の承認を主たる仕事とする労働者委員会の必要性につ

ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン○山法改正(一)

いてなんの意識もなかったのである。しかしストライキの解決策として自由思想家党の代議士バウムバッハによって労働者委員会の設置が提案されたとき、旧型の坑夫にも新型の鉱山労働者にもこれを受け入れる素地はあったと考えられる。すなわち、旧型の坑夫にとっては、労働者委員会は、かつての監督原則時代の身分的特権をそのまま再現するものではないとしても、労使の信頼関係にもとづく経営共同体思想と実現する場たりうるであろうし、また新型の鉱山労働者にとっては、それは労働組合の団体交渉の経営内での前哨戦たりうるからである。ここに、ヘルレプシユによる「任意制」鉱山労働者委員会の立法化の、労働運動の側における一つの基盤があったが、しかし同時に、労働者委員会に賦与されたこうした両者の意味の違いが、以後の労働者委員会問題の方向をも決定して行くこととなるのである。

- (一) Petition mehrer Bergarbeiter und Knappschaftsältesten vom 3. Juni 1862 an das Haus der Abgeordneten in Berlin wegen Revision und Abänderung des Knappschaftsgesetzes vom 21. Mai 1860, in: Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 93, S. 135. Hans Georg Kirchhoff, Die staatliche Sozialpolitik im Ruhrbergbau 1871—1914, Köln und Opladen 1958, S. 13—14.
- (二) Vgl. Quellensammlung, Bd. 1, Nr. 89, S. 129; Nr. 121, S. 187; Nr. 123, S. 205; Nr. 126, S. 207. Petition von Essner Bergleuten an den Preussischen König vom 29. Juni 1857, in: Otto Hue, Die Bergarbeiter—Historische Darstellung der Bergarbeiter—Verhältnisse von der ältesten bis in die neueste Zeit, Stuttgart 1910—1913, Bd. II, S. 169—172.
- (三) M. Koch, a. a. O., S. 28, Anm. 1.
- (四) Ebenda, S. 27—29.

- (5) Ebenda, S. 28, Anm. 3.
- (6) Ebenda, S. 25—27, 30—32.
- (7) G. Adelmann, a. a. O., S. 98—99. O. Hue, a. a. O., Bd. II, S. 308.
- (8) 炭坑共益協会の会長である Dr. Hammacher によれば、「現存の国家及び社会状態についての不満」がストライキの原因であり、急速な人口増加がエッセンとその周辺に「重大な社会的弊害」をひきおこしたが、しかし、これは他の鉱区にもあてはまることであり、当該鉱山だけの一方的責任ではない。だから、ストライキの究極的原因は「社会民主党とカソリック政党の一部」の煽動活動に求められる、とりわけエッセンでは牧師が労働者に影響を与えたと述べている。(M. Koch, a. a. O., S. 29)
- (9) 拙稿『ムルンブシュと『新航路』社会政策——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察——』(上)、成城大学・経済研究、第二二号、二二二—二二二ページ。
- (10) 同上、二二四—二二五、二二九ページ。

(未完)